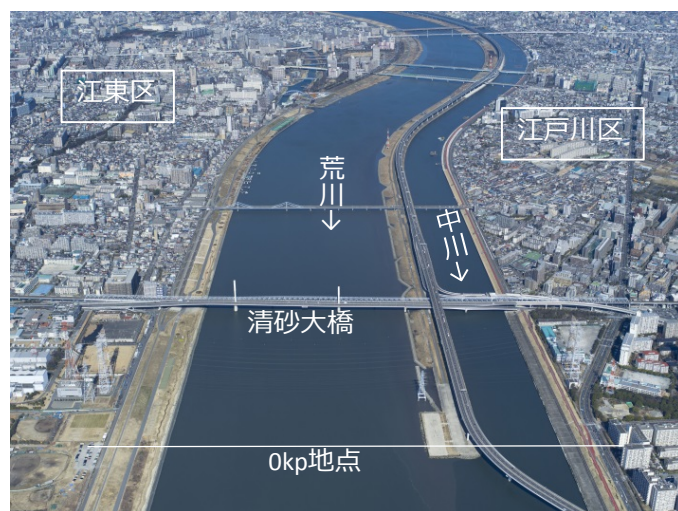




荒川は日本でも有数の人口密集地を流れる河川で、一級河川に指定されています。流域内の人口は、日本の人口の約13分の1にあたる約970万人で、その多くは、中下流部の沖積低地、台地、丘陵に集中しています。荒川水系の中でも、荒川、入間川、小畔川、高麗川、越辺川、都幾川は、氾濫域に多くの人口・資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間であるため、重要区間とされ、直轄管理区間となっています。

▶ 入間川・越辺川・小畔川が国の直轄改修工事河川に

荒川の支川である入間川、越辺川、小畔川を国の直轄改修工事河川に指定されるよう尽力した人物として原次郎氏がいます。

1895（明治28）年に埼玉県入間郡三芳野村紺屋（現在の坂戸市）に生まれ、水害の常習地帯である貧しい村の惨状を見て育ち、「治水を図り、貧困をなくすこと」を強く心に誓ったと言われています。

1940（昭和15）年には入間川水系改修期成同盟会会長として、治水に情熱を傾けました。そして1943（昭和18）年には、この熱意が実を結び、入間川・越辺川・小畔川が国の直轄改修工事河川に指定され、入間川水系の三川分流工事の実現など治水に尽力されました。



原次郎先生治水彰功碑

▶ 府県から国の管理へ

1896（明治29）年に河川法が制定され、河川を国の営造物とし、管理は国の機関としての地方行政庁が行うこととなりました。同法は、これまでと同様に地方行政庁に河川工事、維持の第一義的な責任を負わせていますが、工事の影響が他府県に及ぶものや工事が困難で高度の技術が必要とするもの等の場合には国が直接、工事を行うものとしています。つまり、1918（大正7）年から始まる荒川上流部改修は国が工事を行い、荒川の管理は東京府や埼玉県が行っていました。

1964（昭和39）年に新河川法が制定され、これまでの区間ごとの管理から、上流から下流まで水系一貫した河川管理へと転換をとげ、荒川は河口から一部区間を除いた花園橋までを国が管理することとなりました。

コラム 種別による河川管理者

一級河川は基本的に国土交通大臣が管理しますが、国土交通大臣が指定する区間は、指定区間と呼ばれ、当該一級河川の部分の存する都道府県の知事が行います。

一級水系に指定された以外の水系に係る河川で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川として都道府県知事が指定した河川が二級河川で、都道府県知事が管理を行います。

これらの河川法に基づく一級河川または二級河川の指定を受けている河川を法河川といい、それ以外の河川については市町村が管理を行うこととなり、河川法を準用して管理を行う準用河川、それ以外の河川を普通河川と呼びます。

種別	指定権者	管理者
一級河川(指定区間外区間)	国土交通大臣	国土交通大臣
一級河川(指定区間)	国土交通大臣	県知事
二級河川	県知事	県知事
準用河川	市町長	市町長
普通河川		市町長

種別ごとの河川管理者

アクセス

花園橋

交通：関越道花園ICから車で約3分

住所：埼玉県深谷市荒川地内



花園橋



花園橋

